

# きしむ 親子

## 海外で親権争い泥沼化

起としたものの、双方がD

V被害を訴えて泥沼化。1年半かかって、昨年3月、

ようやく女性の単独親権が認められた。裁判費用は1

500万円に上った。

息子は、日本語が片言で友達もできない。情緒不安定になり、「オーストラリ

アに帰りたい」と漏らすこ

ともある。「もっと早く解

決できれば、息子を苦しめずに済んだのに」。女性は

苦い思いをかみしめる。



子どもの連れ去りに関する相談について話し合うフェンさん(左)とリュ・ラビーさん(英・レスターのリュ・ナイト本部で)=杉浦まり撮影

で解決するため、欧米で活用されているのが「国際調停」だ。日本の家庭裁判所で行われる調停とは異なり、双方の国の弁護士らが中立的な立場で両親の間に入り、テレビ電話などでの対話を通じて、合意に導く。

「感情的に対立する夫婦に、それぞれの国文化や制度を熟知する調停人が助言することで、円満な解決が期待できる」。英国中部の都市レスターに本部がある民間団体「リュナイト」

で、国際調停を担当する社

仲裁してきたレビン小林久

の居住国に返すルールだ。

だが、子どもが戻つても、

一件落着とはいかない。子

どもがどちらの親と一緒に

会いたい」と来日した夫に

1週間の予定で会わせる約束をしたが、無断でオース

トリアに連れ去られた。

現地で親権を争う裁判を

理のアリソン・シャラ

ビーさん(50)には苦い経験がある。20年以上前、長女(29)をエジプト人の元夫に

連れ去られた。裁判の末、長女は3か月後に英國に戻つたが、心に深い傷を負つて別人のようにやせ細り、

自傷行為に走つた。「奪い合ひは子どもに大きなダメージを与える。両親が共に

一步下がり、話し合いで解

決することが何よりも重要

だ」

日本では、言葉や法制度の違いもあり、国際調停を手がけられる人は少ない。ハーグ条約に詳しい大谷美紀子弁護士は「このままで離婚に関する年1万件超の相談に応じ、調停にも力を入れる。」と懸念する。

ハーグ条約に加盟した翌年の1987年に設立された。政

府の資金援助を受け、国際

人材育成を急がなければ

ば、そのしわ寄せは子どもに及ぶこととなる。